1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会が保有する本人に関する個人情報。貴協会が本人の放送 受信料未払期間中に貴協会委託業者に与えた本人の個人情報。また委託業者が 知り得た個人情報(本人分)。」とした、個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるためとして、 開示しなかった。

これに対して視聴者より、「NHKホームページ上に営業システム上の「お客様検索画面」の写しが掲載されている。この画面は私が求めたものにほぼ相当していると思われる。請求の画面が不存在か、請求項目がヒット(マッチ)していないのか、請求フォーム(様式)が異なる為か、説明を求める」として、再検討の求めがあった。

また、「放送受信料未払期間中」とは、NHKが誤って登録した契約者の住所を正しい住所に修正した平成13年以前の期間とのことであった。

2 NHKの見解の要旨

NHKは、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるためとして、 開示しないとしたが、平成13年以前にNHKが委託業者に与えた保有個人データは存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めについて、当委員会は、関係部局への聴取を行い、「委託業者に与えた個人情報」の記録の保管に関する規程は存在せず、業務管理上運用している営業システムにも平成13年以前の記録は残っていないことが認められ、当該保有個人データは存在しないというNHKの説明に特段不自然不合理な点はなく、本件を不開示としたNHKの取り扱いは妥当と判断する。

4 審議の経過

2023年 5月18日 (第330回審議委員会)

諮問、審議

6月 8日 (第331回審議委員会)

審議

7月24日(第332回審議委員会)

審議、答申